

## 第16章

### 在留外国人と日本人の住み分けが地域社会に与える影響

—市区町村ごとの非類似性指数を用いた実証分析—

近藤 かのん

#### 要約

日本では、日本人と在留外国人の住み分けが起こっている地域がある。アメリカでは、人種間・民族間の分離によって犯罪発生率が高まるという実証的な知見が示されている一方日本では、住み分けと治安の関係性を明らかにしようとした研究は少ない。そこで本稿では、平成27年度に行われた国勢調査小地域集計を用いて、在留外国人と日本人の住み分けの度合いを市区町村ごとに算出し、その住み分けが地域社会の犯罪発生率にどのような影響を及ぼしているかを検証した。分析結果からは、第一に、アメリカの研究の知見に反して、住み分けが大きい地域では刑法犯発生率が低下すること、第二に、住み分けが大きな地域では自治体の在留外国人政策が進んでいることが分かった。この結果は、自治体の在留外国人政策が地域のエスニックコミュニティの存在に依存している可能性を示唆し、エスニックコミュニティに属さない在留外国人の包摂施策を充実させる必要性を明らかにするものである。

#### 1. はじめに

日本に住む外国人は、戦後から一貫して増加しており、令和元年には在留外国人数が過去最高の293万3137人を記録した<sup>239</sup>。2019年には在留資格「特定技能」による外国人材の受け入れも開始されている。特定技能とは、熟練した知識や技能を要する、特定産業分野の業務に従事する外国人向けの在留資格であり<sup>240</sup>、中小・小規模事業者の人手不足の対応策として在留外国人の増加が期待されている<sup>241</sup>。このような流れの中で、今後、日本では多文化共生がますます重要な政策課題になりうる。戦後から先立って外国人労働者を受け入れてきた西ヨーロッパ諸国では、大量の外国人労働者の流入が起こった後、政府の意図に反して

---

<sup>239</sup> [https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri04\\_00003.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri04_00003.html) (2022年10月31日)。

<sup>240</sup> <https://www.ssw.go.jp/about/ssw/> (2022年10月31日)。

<sup>241</sup> [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2022/html/chapter4\\_01\\_01.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2022/html/chapter4_01_01.html) (2022年10月31日)。

労働者の定着化、それに伴う家族の呼び寄せ (family reunification) が起こり、移民は出稼ぎを目的とした一時的な滞在者から、ホスト住民と同じ社会に住む居住者に変化していったことが指摘されている (森田 1994)。実際に日本政府も平成 30 年には「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を施行しており、外国人を「社会を構成する一員として」受け入れる環境の整備を、取り組むべき重要な課題として認識している<sup>242</sup>。

しかし、在留外国人を受け入れている地域社会の中には、現状、在留外国人と日本人の間に住み分けが生じている地域があり、同じ社会の構成員として包摂されているとはいえない状況がある。実際に、在留外国人の居住区が分離されている地域では、在留外国人と日本人との間に摩擦や文化衝突が起きていることが確認されている (都築 1998)。それにもかかわらず、日本の住み分けを研究対象とした実証研究は少なく (福本 2018)、特に住み分けが地域社会に及ぼす影響を明らかにしようとした研究はほとんどない<sup>243</sup>。

そこで、本稿では、住み分けの社会的影響に関して日本よりも実証研究が進んでいるアメリカの研究を参考に、日本社会における住み分けの社会的影響を明らかにする。具体的には、平成 27 年度に行われた国勢調査小地域集計を用いて、在留外国人と日本人の住み分け度合いを市区町村ごとに算出した上で、重回帰分析を行い、住み分けが犯罪発生率にどのような影響を及ぼしているかを明らかにする。本稿の分析結果からは、アメリカの研究の知見に反して、住み分けが大きい地域では刑法犯発生率が低下すること、また、住み分けが大きな地域では自治体の在留外国人政策が進んでいることが明らかになった。この結果は、自治体の在留外国人政策が地域のエスニックコミュニティの存在に依存している可能性を示唆し、エスニックコミュニティに属していない在留外国人に対する政策を充実させる必要性を明らかにした。

続く第 2 節では、人種間の住み分けが社会に及ぼす影響を研究したアメリカと日本の先行研究をそれぞれ構造的に整理し、第 3 節では、アメリカの先行研究をもとに、本稿の理論仮説を導出する。第 4 節では、その理論仮説の検証方法を、データと分析手法から説明し、第 5 節では、分析結果が示す意味について考察する。第 6 節では、本稿で得られた知見をもとに、在留外国人に対する今後の施策について提言をする。

## 2. 先行研究

### 2-1. アメリカにおける人種間分離の社会的影響

人種間分離の社会的影響に関する先行研究を整理するにあたり、アメリカに注目する。アメリカが受け入れている移民の数は世界で最も多い 5100 万人であり、この数は全世界の国

---

<sup>242</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000468894.pdf> (2022 年 10 月 31 日)。

<sup>243</sup> 住み分けの発生要因に関しては、是川 (2009) や福本 (2010) が実証研究を行っている。

際移民の 19%に相当する<sup>244</sup>。実際、アメリカでは人種間の住み分けに関する研究が進んでおり、住み分けが社会に及ぼす影響に関してもいくつかの視点から実証研究が行われている。

第一に、住み分けの大きさと、黒人の教育・雇用状況の関係に関する研究が進んでいる。隔離されていない地域に住む黒人に比べ、より分離された地域に住む黒人は学校教育と雇用の状況が有意に悪く、居住区の分離の大きさと、白人と黒人の高校修了率の差は正の相関を持っていることがわかった (Cutler and Glaeser 1997)。また、黒人にとって、都市の孤立した居住区から郊外へと移住することは、雇用状況の改善につながり、失業率が下がる結果につながる (Popkin et al. 1993)。

第二に、住み分けの大きさは犯罪発生率と正の相関を持っていることが指摘されている。都市が拡大するに伴って中心都市の黒人コミュニティが孤立し、その結果重要犯罪の発生率が高まるのが、大都市圏の空間的な特徴と犯罪発生率の関係から指摘された (Shihadeh and Ousey 1996)。これは重要犯罪に限られた話ではなく、住み分けの大きさは窃盗や暴行など刑法犯全般と正の相関があることが確認されている (Akins 2003; Hipp 2011)。また、これらは黒人に限られた話ではない。人種・民族構成にかかわらず、住み分けの度合いが高いほど暴力犯罪の発生率が上がることが指摘され、たとえ最も特権的な立場にいるホスト住民であっても、居住区が高度に分離された地域においては犯罪発生率が高まることがわかっている (Kriwo et al. 2009)。

## 2-2. 日本における外国人の住み分けの社会的影響

日本の住み分けに関する実証研究は、住み分けの発生要因を明らかにしようとしたものがほとんどである。先行研究では、地域の産業構造や在留外国人の国籍 (是川 2009)、オールドカマーかニューカマーかどうか (福本 2010)<sup>245</sup>、住み分けの大きさを決める要素となりえることが明らかにされた。一方、住み分けの大きさが社会に与える影響に関して検証した研究は、在留外国人の日本社会への溶け込み度合いに注目した研究が大半であった。例えば、高智 (2008) は、日本語が未習得な在留外国人による過度なエスニックコミュニティへの依存は、日本社会との乖離を生むことを示した。同じく駒井 (2010) も、外国人コミュニティでの一体感の高まりは、日本人社会との間に壁を作りやすく、日本社会と心理的な距離が広がることを指摘している。

このように、日本の住み分けの社会的影響に関する研究は、限定的な分野にとどまっており、定量的な研究がほとんど行われていない。そこで次節では、アメリカの先行研究で示された住み分けの影響が、日本社会においても当てはまる可能性を理論的に説明する。この時、

<sup>244</sup> [https://www.unic.or.jp/news\\_press/info/34768/](https://www.unic.or.jp/news_press/info/34768/) (2022年11月5日)。

<sup>245</sup> オールドカマーとは「第二次世界大戦前の植民地からの渡来者とその子孫」であり、ニューカマーとは「1980年代以降急増した外国人」である (福本 2010)。

アメリカの先行研究で示された犯罪発生率に対する影響のみに注目する。本稿で、教育・雇用状況に与える影響に注目しなかったのは、データの制約と住み分けの起きている地域的特徴の違いからである。教育状況に関して、外国人の子供の就学状況の調査は都道府県単位にとどまり<sup>246</sup>、先行研究と同様に都市ごとに比較することが不可能であった。雇用状況に関しては、都市の中で孤立したコミュニティを対象に理論が組み立てられる一方 (Popkin et al. 1993)、日本ではアメリカと異なり、住み分けが「大都市インナーエリアではなく、地方の工業地帯において見られる」(是川 2009) 点で相違する。そのため、本稿では犯罪発生率に対する影響のみを検討する。

### 3. 理論仮説

#### 3-1. 住み分けの大きさが犯罪発生率を高めるメカニズム

Merton (1938) によると、社会には文化的に定義された目標が存在しており、個人はその目標の達成を目指すものである。しかし、その目標達成に向けて社会が規定した制度的な手段にアクセスできない状況下では、時に制度的な手段を放棄し、社会的に逸脱した行動をとってしまうことがある。つまり、制度的な手段にアクセスできないという状況は、犯罪行為を誘発する非生物学的条件となりうる。

Logan and Messner (1987) は、この Merton の研究を受け、エスニックマイノリティにとって住み分けは犯罪行為を誘発する十分条件となりうることを示した<sup>247</sup>。居住地は、人々の物理的な生活範囲を決めるだけでなく、社会的なネットワークを決める要素となり (Merton 1938)、制度的な手段へのアクセス可能性に大きくかかわる。例えば、居住地の分離は雇用機会の不均衡を生む。分離された居住区に住む人々が居住区外で働くことは、ホスト社会の住民から好ましく思われず、そのことで、分離された居住区に住む人々の雇用機会が制限される (Wilson 1989)。また、Villemez and Kasarda (1977) は、分離された居住区に住む黒人の失業率の高さは、決して人種的特徴によるものではなく、外部環境によるものだとしている。このように、住み分けの大きな地域に住むエスニックマイノリティは、社会的なネットワークへのアクセス状況に不平等さを感じ、その結果、犯罪を行うことがある。Logan and Messner (1987) は、エスニックマイノリティは居住区の分離により、社会・経済的移動性が制限されている上に、さらに政治活動の機会も制限されているため、制度的な手段ではなく、暴力犯罪など違法な手段で解決を試みる傾向があることを明らかにした。ま

---

<sup>246</sup> [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/31/09/1421568\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421568_00002.htm) (2022年10月31日)。

<sup>247</sup> Merton (1938) を用いた、住み分けが犯罪を誘発するメカニズムの理論的な説明は、所得や教育など他の人種的不平等にも言えることであり、住み分けに限定した理論になっていないと批判されている (Shihadeh and Flynn 1996)。

た、Lichter (1988) は都市の中で孤立した黒人たちが構造的な不利と社会的疎外から、主流社会にアクセスできず、その結果、重大犯罪発生率が高まっていると指摘している。

### 3-2. 日本の在留外国人の社会的なネットワークへのアクセス状況

日本に住む在留外国人も日本の社会的制度にアクセスをしづらい状況にある。高智 (2008) によると、日本語が不自由な在留外国人は、エスニックコミュニティに頼るしかなく、その結果条件の悪い就労情報から選択しなくてはならない状況に置かれている。また、日本社会と関わりを持たないエスニックコミュニティの中で、正式な代表団体を持たないコミュニティは、地域社会と交渉するすべを持たず、地方自治体の地方運営に意見できない状況が起こっている (都築 1998)。このような日本社会における在留外国人の制度的な手段へのアクセス状況の問題から、以下の仮説が導出される。

**仮説 1** 日本国内においても、住み分けが大きな地域では、犯罪発生率が上がる。

## 4. データと方法

### 4-1. データ

まず、本稿では従属変数として、一万人当たりの刑法犯発生率、窃盗犯発生率を用いる。それぞれ自然対数化した値を使用する。

次に、理論的に関心のある独立変数として、住み分けの度合いを表す非類似性指数を用いる。非類似性指数とは、「2 集団間の分布の相違に着目し、集団間での分布の偏り度合いを把握」(福本 2010, p.290) できる指数であり、本稿では外国人と日本人という 2 集団の住み分け度合いを指標化する。是川 (2009) に基づき、非類似性指数を算出する式は以下のとおりである。

$$D = \sum \left| \frac{P_{ij}^F}{P_i^F} - \frac{P_j^J}{P^J} \right| \div 50 \quad (1)$$

(D: 非類似性指数、 $P_{ij}^F$ : 区画 j の国籍 i の人口、 $P_i^F$ : 国籍 i の自治体内の総人口、 $P_j^J$ : 区画 j の日本人人口、 $P^J$ : 日本人の自治体内の総人口)<sup>248</sup>

ここでいう区画 j は町丁・字単位で区切られた区画を指す。式 (1) では、町丁・字単位で在留外国人と日本人の住み分けの大きさを算出し、各町丁・字が属する自治体ごとに合計し

---

<sup>248</sup> 是川 (2009, p.5) より引用。

ている。在留外国人と日本人の住み分けの大きさは、自治体に住む在留外国人の中で区画  $j$  に住んでいる割合と、同じく自治体に住む日本人の中で区画  $j$  に住んでいる割合の差分に、絶対値をとることで算出している。この差分を自治体内のすべての区間について合計した値を 50 で割ることで、 $D$  を 0 から 100 の範囲に収めている。 $D$  が 0 のとき、「その自治体の全ての区画で、外国人人口と日本人人口の比率は一定である」(是川 2009, p.5) ことを表し、 $D$  が 30 のとき、在留外国人と日本人の人口分布を一定にするには、自治体内の外国人の 30%が移動する必要があることを意味する(是川 2009)。

しかし、非類似性指数は地域間の人口比率の差による影響を受けやすいという批判もある(福本 2010)。そこで、平成 27 年に存在する全国の 1724 の自治体のうち外国人比率の高い上位 10%の自治体から、非類似性指数が 60 以上、犯罪発生率が 3 以下と外れ値になっていた自治体、及び千代田区を除外した 164 の自治体を対象とした。千代田区を除外したのは、昼夜間人口比率が著しく高く<sup>249</sup>、犯罪発生率と千代田区の住民構成との関連性が低いと考えられるためである。さらにその中から、各都道府県の HP 上で市区町村別の刑法犯数・窃盗犯数が公表されており、確認ができた 113(刑法犯)・87(窃盗犯)の自治体のみをそれぞれ分析対象とした。この時、統制変数は、Logan and Messner (1987) で用いられている、15~29 歳人口比率、外国人人口比率、居住年数 5 年未満の人口比率、総人口に加え、人口密度、納税義務者数当たりの課税所得対象額を用いる。このうち、総人口、人口密度、一人当たり課税所得対象額は、自然対数化した値を使用する。いずれも平成 27 年度の日経 NEEDS、国勢調査、国土交通省国土地理院が公表しているデータを用いて作成した。表 1 は上記の変数群の変数説明であり、また、表 2 は上記の変数群の記述統計である。

#### 4-2. 推定方法

表 1 変数説明

変数名	変数説明	出典
刑法犯発生率	$(\text{刑法犯件数} + 1) \div \text{総人口} \times 10000$	各都道府県のHP
窃盗犯発生率	$(\text{窃盗犯件数} + 1) \div \text{総人口} \times 10000$	各都道府県のHP
非類似性指数	本稿p.5(1)参照	「国勢調査小地域集計」
15~29歳人口比率	$15 \sim 29 \text{歳人口} \div \text{総人口}$	「日経NEEDS」
外国人人口比率	$\text{外国人人口} \div \text{総人口}$	「国勢調査」
居住年数5年未満の人口比率	$\text{居住年数5年未満の人口} \div \text{総人口}$	「国勢調査」
総人口	総人口	「国勢調査」
人口密度	$\text{総人口} \div \text{自治体面積}$	「国土交通省国土地理院」
1人当たり課税所得対象額	$\text{課税所得対象額} \div \text{納税義務者数}$	「国勢調査」

<sup>249</sup> <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka/jyutsu1/pdf/gaiyou.pdf> (2022 年 11 月 6 日)。

表2 記述統計

	観測数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
刑法犯発生率	113	112.9818	67.2069	3.6476	517.7879
窃盗犯発生率	87	85.1269	53.5715	3.4166	378.6438
非類似性指数	113	31.9213	11.0995	4.6921	58.7762
15～29歳人口比率	113	14.7254	3.0708	5.0424	23.0169
外国人比率	113	3.5959	2.0326	1.9701	14.6401
居住年数5年未満人口比率	113	20.8244	4.2349	10.6706	32.3699
総人口	113	151883	151940.7417	1211	717082
人口密度	113	6345.4873	6612.5288	2.1193	22380.2460
1人当たり課税所得対象額	113	4083.4706	2026.4424	2646.7283	13035.7518

上記の変数を用いて、住み分けの大きさが刑法犯発生率、窃盗犯発生率のそれぞれに及ぼす影響を検証する。本稿で使用する各都道府県のHP上にある市区町村別の刑法犯数・窃盗犯数は、公表されている年度に限りがあるため、分析手法としては単年度のデータの重回帰分析を用いる。重回帰分析には、固体や時間に依拠した固定効果を取り除くことができないという限界があるため、以下の分析結果を検討する際は、市区町村や採用した年度による固定効果に影響を受けている可能性がある点に留意しなくてはならない。

## 5. 分析結果

### 5-1. 住み分けの大きさが犯罪発生率に与える影響

表3では、非類似性指数が刑法犯発生率・窃盗犯発生率に与える影響を検証した。Model 1をみると、非類似性指数が上昇するのに伴い、10%水準で有意に刑法犯発生率が下がっていることがわかる。つまり、住み分けが大きいほど刑法犯発生率は下がる傾向があり、仮説の予測とは反対の結果となった。また、Model 2では、非類似性指数と窃盗犯発生率に統計的に有意な関係性は見られなかった。なぜ、日本では住み分けが犯罪発生率を抑制しているのだろうか。住み分けの大きさと刑法犯発生率に負の相関がみられた要因を検討していく。

### 5-2. 追加分析

表3で実証された非類似性指数の刑法犯発生率に与える負の影響は、在留外国人と日本人の住み分けが大きいほど、社会的な制度へのアクセスが良いということを示唆するのか。

そこで、公的機関である自治体が行っている在留外国人向けの多文化政策に注目する。

表3 住み分けの大きさが犯罪発生率に与える影響

	従属変数	
	Model 1	Model 2
	刑法犯発生率	窃盗犯発生率
(Intercept)	4.1130 ** (1.2449)	4.2591 * (1.6675)
非類似性指数	-0.0092 † (0.0052)	-0.0006 (0.0078)
15～29歳人口比率	0.0324 (0.0201)	0.0319 (0.0300)
外国人比率	0.0257 (0.0247)	0.0819 * (0.0388)
居住年数5年未満人口比率	0.0144 (0.0123)	0.0226 (0.0212)
log(総人口+1)	0.0215 (0.0629)	(0.0560) (0.0950)
log(人口密度)	0.0906 † (0.0476)	0.1273 † (0.0703)
log(1人当たり課税所得対象額)	-0.1271 (0.1632)	-0.1972 (0.2099)
調整済みR <sup>2</sup>	0.3276	0.2424
N	113	87

(1) \*\*\*:  $p < 0.001$ , \*\*:  $p < 0.01$ , \*:  $p < 0.05$ , †:  $p < 0.1$ 。

自治体が実施している在留外国人向けの施策は、在留外国人比率と比べ、在留外国人の集住地区の有無と強い相関があり、集住地区がある地域の方が在留外国人向けの施策が進んでいるということが分かっている（阿部 2017）。また、地域にエスニックコミュニティがあることは、自治体が在留外国人向けの施策を行うきっかけになりうる。実際に、八尾市では在留外国人で構成された市民団体が民族教育運動を起こしたことで、1970年代という早い段階から市職員の採用時の国籍条項が撤廃されるなど<sup>250</sup>、在留外国人に対する取り組みが進んだ（高智 2008）。つまり、在留外国人の集住地区や活動的なエスニックコミュニティが

<sup>250</sup> <https://www.city.yao.osaka.jp/cmsfiles/contents/0000001/1948/shishin.PDF> (2022年11月12日)。

あることが、自治体の在留外国人政策を促進している可能性がある。そこで、実際に住み分けの大きい地域では、自治体の在留外国人政策が充実しているのかを検証する。

この検証は、表 2 で分析対象としている 113 の自治体の中から、政令指定都市を除いた 88 の自治体を対象に行った。政令指定都市の行政区は自治立法権を持たず<sup>251</sup>、在留外国人政策は政令指定都市ごとに推進されているため、住み分けの大きさを表す非類似性指数を行政区単位で算出した便宜上、政令指定都市は分析から除外した。自治体の在留外国人政策の充実度を計る指標としては、国際交流協会の有無を用いた。国際交流協会とは、「自治体に窓口がある、または自治体の外郭団体などで多文化共生や国際交流を推進している団体」であり<sup>252</sup>、総務省が自治体に連携することを推奨している<sup>253</sup>。国際交流協会には在留外国人と社会制度を結びつける役割があることが指摘されていることから（毛受 2011）、分析の指標として適切であると考えられる。

表 4 では、国際交流協会のある・ない自治体の外国人比率・非類似性指数・刑法犯発生率の平均値を比較した。t 検定を用いたとき、非類似性指数の平均値の差のみ 5%水準で有意であった。この分析結果から、国際交流協会が存在している自治体の方が、非類似性指数がむしろ高い傾向にあることが分かった。つまり、住み分けが大きな市区町村では、在留外国人政策が進んでいる可能性がある。

表 4 国際交流協会の有無による自治体の比較

	観測数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
外国人比率	48	3.2922	2.1983	1.9701	14.6401
国際交流協会がある					
非類似性指数	48	35.2709	11.5183	12.8500	58.7762
刑法犯発生率	48	96.4638	40.7394	3.6476	238.0981
外国人比率	38	3.5595	1.3851	1.9827	7.6516
国際交流協会がない					
非類似性指数	38	30.1811	11.4439	4.6921	57.3810
刑法犯発生率	38	103.1977	46.3726	33.6370	261.1197

## 6. 結論

本稿では、平成 27 年度に行われた国勢調査小地域集計を用いて、在留外国人と日本人の住み分けの度合いを市区町村ごとに算出した上で、重回帰分析を行い、住み分けの大きさが犯罪発生率にどのような影響を及ぼしているかを明らかにしてきた。本稿の分析結果から

<sup>251</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000051164.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000051164.pdf) (2022 年 11 月 2 日)。

<sup>252</sup> <http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/associations/> (2022 年 11 月 2 日)。

<sup>253</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000718717.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000718717.pdf) (2022 年 11 月 2 日)。

は、第一に、日本では在留外国人と日本人の住み分けが大きいほど、犯罪発生率が下がることがわかった。これは、アメリカの先行研究の知見に反するものであった。日本の在留外国人は、日本人の住民から分離された居住区に住み、エスニックコミュニティに依存しているほど、社会的な制度へのアクセス性が高い可能性がある。第二に、実際、住み分けが大きな地域ほど自治体の在留外国人政策が進んでいることがわかった。

上記の結果は、自治体の在留外国人政策が、地域のエスニックコミュニティに依存した構造になっている可能性を示唆するものである。確かに、組織化されたエスニックコミュニティがホスト住民と在留外国人の社会的分離を防ぐことは既存研究でも指摘されており（武田 2004）、エスニックコミュニティがホスト社会と在留外国人を結ぶ役割を果たすことは否定できない。しかし、住み分けが小さい、すなわち在留外国人が分散している地域において、在留外国人が社会的に包括されていないとすれば問題である。実際、在留外国人が分散している地域では、強固なエスニックネットワークがなく、日本人との接触も少ないため在留外国人は社会的な孤立に陥りやすい（俵 2006; 山本 2016）。また、分散地域では在留外国人の子供に教育支援が行き届かず（土屋ほか 2014）、学校で差別的な扱いを受けることがある（劉 2018）。したがって、今後、日本全国に在留外国人で増加していくことが予想される中（武田 2004）、分散地域での在留外国人の包摂施策を充実させるべきである。具体的な施策としては、エスニックコミュニティの存在を活かした既存の在留外国人政策に加えて、「ワンストップ」かつ「伴走型」の個別支援を実施し（藤井 2021）<sup>254</sup>、場合によっては、分散地域におけるエスニックコミュニティの形成・組織化の支援を自治体が行うなど（武田 2004）、分散地域に住む在留外国人の社会的制度へのアクセス性を高める施策が必要になるだろう。

## 7. 参考文献

- 阿部亮吾. 2017. 「愛知県の自治体における外国人住民施策と多文化共生事業」『地理学報告』119: pp.99-111.
- 高智富美. 2008. 「マルチエスニック・コミュニティにおける民族関係とエスニシティ—大阪府八尾市を事例として」『日本都市社会学会年報』2008(26): pp.187-203.
- 駒井美智子. 2010. 「日本における外国人コミュニティの形成と負のスパイラル」『東京福祉大学・大学院紀要』1(1): pp.49-54.
- 是川夕. 2009. 「非類似性指数からみた在日外国人の住み分けの現状と要因—国勢調査小地

---

<sup>254</sup> 「ワンストップ」な支援とは、教育や就労、医療など複数の場所に分散していたサービスを総合的に一か所に対応できる支援のことである（藤井 2021）。また、「伴走型」の支援とは、受動的な支援や本人のみを対象とした支援ではなく、家族など本人の暮らし全体を支援の対象と捉え、継続的な関わりを持った支援のこと。[http://www.homeless-net.org/docs/2019-03\\_kyozai.pdf](http://www.homeless-net.org/docs/2019-03_kyozai.pdf) (2022年11月17日)。

- 域集計を用いた分析」『人口学研究』44: pp.1-17.
- 武田丈. 2004. 「コミュニティ・エンパワーメントのための参加型リサーチの可能性：対日外国人コミュニティの抱える問題とその支援方法」『関西学院大学社会学部紀要』96: pp.223-234.
- 俵希貴. 2006. 「日系ブラジル人の居住地域と生活展開—石川県小松市と集住地域との比較から」『ソシオロジ』51(1): pp.69-85.
- 土屋千尋・内海由美子・中川祐治・関裕子. 2014. 「外国人散在地域における外国人につながる子どもの教育支援の連携・協働—山形・福島を事例として」『帝京大学教育学部紀要』2: pp.147-155.
- 都築くるみ. 1998. 「エスニック・コミュニティの形成と「共生」—豊田市 H 団地の近年の展開から」『日本都市社会学会年報』1998(16): pp.89-102.
- 福本拓. 2010. 「東京および大阪における在日外国人の空間的セグリゲーションの変化—「オールドカマー」と「ニューカマー」間の差異に着目して」『地理学評論』83(3): pp.288-313
- 福本拓. 2018. 「日本の都市におけるエスニック・セグリゲーション研究の動向」『都市地理学』2018(13): pp.77-91.
- 藤井えりの. 2021. 「外国人住民の社会的孤立と地域共生—地域コミュニティを基盤とした社会サービスの可能性」『岐阜協立大学論集』55(2): pp.43-62.
- 毛受敏浩. 2011. 『人口激減—移民は日本に必要である』新潮社.
- 森田桐郎. 1994. 「現代の国際労働移動—実態・特徴・分析視角」森田桐郎編『国際労働移動と外国人労働者』同文館出版株式会社, p.3-34.
- 山本薫子. 2016. 「外国人住民の居住をめぐる問題の諸相—集住地域・分散居住それぞれの課題」『日本不動産学会誌』30(2): pp.61-65.
- 劉麗鳳. 2018. 「外国にルーツを持つ子供にいじめ経験と教師の指導方法への示唆—中国帰国者三世の事例にもとづいて」『教育學雑誌』54: pp.103-114.
- Akins, Scott. 2003. “Racial Segregation and Property Crime: Examining the Mediating Effect of Police Strength.” *Justice Quarterly* 20(4): pp.675-695.
- Cutler, David M. and Edward L. Glaeser. 1997. “Are Ghettos Good or Bad?” *The Quarterly Journal of Economics* 112(3): pp.827-872.
- Hipp, John R. 2011. “Spreading the Wealth: The Effect of the Distribution of Income and Race/Ethnicity Across Households and Neighborhoods on City Crime Trajectories.” *Criminology* 49(3) pp.631-665.
- Krivo, Lauren J., Peterson, Ruth D., and Danielle C. Kuhl. 2009. “Segregation, Racial Structure, and Neighborhood Violent Crime.” *American Journal of Sociology* 114(6): pp.1765-1802.
- Lichter, Daniel T. 1988. “Racial Differences in Underemployment in American Cities.” *American Journal of Sociology* 93(4): pp.771-792.

- Logan, John R. and Steven F. Messner. 1987. "Racial Residential Segregation and Suburban Violent Crime." *Social Science Quarterly* 68(3): pp.510-527.
- Merton, Robert K. 1938. "Social Structure and Anomie." Alderson, Art and Dina Okamoto. eds. 1938. *American Sociological Review*. American Sociological Association, pp.672-682.
- Popkin, Susan J., Rosenbaum, James E., and Patricia M. Meaden. 1993. "Labor Market Experiences of Low-Income Black Women in Middle-Class Suburbs: Evidence from a Survey of Gautreaux Program Participants." *Social Problems* 38(4): pp.448-461.
- Shihadeh, Edward S. and Graham C. Ousey. 1996. "Metropolitan Expansion and Black Social Dislocation: The Link between Suburbanization and Center-City Crime." *Social Forces* 75(2): pp.649-666.
- Shihadeh, Edward S. and Nicole Flynn. 1996. "Segregation and Crime: The Effect of Black Social Isolation on the Rates of Black Urban Violence" *Social Forces* 74(4): pp.1325-1352.
- Villemez, Wayne J. and John D. Kasarda. 1977. "The Impact of Regional Destination on Black Migrant Income." *Social Science Quarterly* 57(4): pp.767-783.
- Wilson, William Julius. 1989. "The Underclass: Issues, Perspectives, and Public Policy." Wilson, William Julius. ed. 1993. *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*. Sage Publications, pp.182-192.